

平成29年度静岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

1 試験日時

平成29年10月8日（日）午前10時から

2 試験会場

受験票に、以下のいずれかを試験会場として記載して通知します。指定された試験会場を変更することはできません。受験者数等の理由により、以下の会場以外になる場合があります。

静岡県立大学（静岡市駿河区谷田52-1）、静岡県立大学短期大学部（静岡市駿河区小鹿2丁目2-1）、プラサ ヴェルデ（キラメッセぬまづ 多目的ホール）（沼津市大手町1-1-4）、清水マリィナル（静岡市清水区日の出町10-80）

3 試験問題

次の分野から五肢複択方式の問題60問が出題されます。

なお、具体的な試験内容及び出題範囲については、「平成29年度静岡県介護支援専門員実務研修受講試験試験案内」（以下「試験案内」という。）を参照してください。

(1) 介護支援分野

介護保険制度の基礎知識、要介護認定等の基礎知識、居宅・施設サービス計画の基礎知識等

(2) 保健医療福祉サービス分野

保健医療サービスの知識等（基礎、総合）、福祉サービスの知識等

4 受験資格等

(1) 受験資格

次の(2)に掲げる業務従事期間要件を試験の前日までに満たす者であって、(2)のアからエの業務に現に

勤務している場合には県内に勤務地を有すること、現に勤務していない場合には県内に住所地を有すること。

(2) 業務従事期間要件

業務従事期間要件は、ア、イ及びウの期間が通算して5年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上であること又はエの期間が通算して10年以上かつ当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。

なお、業務内容の詳細及び業務従事期間の算定等については試験案内を参照してください。

ア 法定資格取得者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 相談援助の業務に従事する者が、当該業務に従事した期間

ウ 介護等の業務に従事する者（法定資格取得者又は試験の前日までに以下の資格等（以下「その他資格等」という。）に該当する者に限る。）が、当該業務に従事した期間

その他資格等（次の⑦から⑩にいずれかに該当）

⑦ 社会福祉主任用資格を取得

⑧ 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了

- |   |
|---|
| (イ) 社会福祉施設長資格認定講習会に相当する研修を修了  |
| (ロ) 試験案内「II 受験資格」別紙2の「1 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者」又は「2 次表に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者」に掲げる業務に1年以上従事 |

エ 介護等の業務に従事する者であって、ウに該当しない者が、介護等の業務に従事した期間

## 5 受験申込

### (1) 申込方法

試験案内に添付する受験申込書に必要事項を記入の上、試験案内に従って必要な書類を添付し、静岡県介護保険課に簡易書留により郵送にて提出してください。直接の持込み（持参）は受け付けません。

### (2) 提出期間

平成29年6月12日（月）から平成29年7月10日（月）まで（当日消印有効）

平成29年7月11日（火）以降の消印の受験申込書は受け付けません。

## 6 受験手数料及び納入方法

静岡県収入証紙9,000円分を受験申込書の所定の場所に貼付してください。

## 7 受験票の発送

上記5(2)の提出期間内に静岡県介護保険課あてに提出された受験申込書について審査を行い、受験申込書を受け付けた申込者に対して受験票を平成29年9月25日（月）に発送します。

## 8 受験資格取得見込みにより受験する場合について

試験の前日までに受験資格を取得する見込みがあると認められる者は、受験資格取得見込申告書及び必要書類を提出することで受験できますが、平成29年10月17日（火）までに受験資格を取得したことを証明する書類を、静岡県介護保険課に郵送にて提出してください。提出がない場合には、受験が無効になります。

## 9 特別な措置の実施

身体に障害等があり、受験に際し特別な措置を希望する受験者に対しては、提出された身体障害者等受験特別措置申請書及び必要書類を審査の上、特別な措置を講じます。

## 10 合格発表

平成29年11月28日（火）に、受験者全員に合否等の結果を個別に通知します。また、合格した受験者の受験番号を同日の午前10時から静岡県庁等の掲示板に掲示するほか、県のホームページに掲載します。

## 11 合格の取消し等

試験中の不正行為が判明した場合又は受験の申込みに当たって虚偽若しくは不正の事実があった場合には、受験を禁止します。また、合格の通知が送付された後に判明した場合においては、その合格を取り消すものとします。

## 12 その他

その他の事項については、試験案内の記載内容に従ってください。